

令和3年度第2回南関町農業委員会会議録

令和3年5月11日（火）
午前9時30分開会
南関町役場 第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員憲章朗読

8番 山本精武君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

8番 山本精武君

9番 大倉公泰君

5. 議 事

第9号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第10号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第11号議案 農地利用集積計画の承認について

第12号議案 農地利用集積計画の承認について（機構転貸）

報告第3号 許可不要転用届について

報告第4号 合意解約について

6. その他

7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 竹島久利君

1番 片山幸次君

3番 菅原和義君

5番 荒木茂君

7番 片山カツ子君

9番 大倉公泰君

副会長 釘崎眞貴子君

2番 橋本勝君

4番 末竹信雄君

6番 西山良輔君

8番 山本精武君

四、欠席委員は次のとおりである。（0名）

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

書 記 齋 田 士 郎 君

一般事務局員 松 本 寛 君

令和3年度第2回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それでは、ご起立ください。時間が参りましたので、ただいまより令和3年度第2回農業委員会総会を開会いたします。礼。

○事務局（齋田 士郎君） それでは、本日は委員の皆様全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局（齋田 士郎君） それでは、農業委員憲章朗読を8番、山本委員さんよりよろしく願いいたします。

○8番（山本 精武君） （農業委員憲章は省略）

○事務局（齋田 士郎君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をよろしく願います。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 改めまして、おはようございます。

今のところ毎日テレビや新聞を見てもみますと、新型コロナの話で大変でございます。ワクチンもできたところで安心しておりましたけど、投与が始まって安心しましたけど、ますますこのところひどくなっているような感じでございます。熊本県でも多少増えて発生しているようでございますが、南関も少し発生しているようです。皆さん方も十分注意して気をつけてください。

それから、いよいよ5月に入り、田植えも本格化になって準備のほうで忙しいと思います。そんな中委員会を始めまして、このところ太陽光発電の施設がだいぶ申請が上がってきて発生しているようでございます。今のところ優良農地のほうはあまりありませんけど、畑とか林野あたりは多数見受けられますので、優良農地のほうはなるだけならば調整いただきたいと思います。そんな中、それでは委員会を進めたいと思いますので、よろしく願いをしときます。

○事務局（齋田 士郎君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は竹島会長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなってい

ます。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として8番山本委員、9番大倉委員の指名をいたします。よろしくお願いいたします。

なお、前回に引き続き、新型コロナウイルスの感染防止、拡大防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的としていますので、事務局の行う議案書の説明については事前に資料を配付しておりますので、必要最小限度といたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第9号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。案件は7件の18筆でございます。

それでは、本案について現地調査に出向されました農業委員さんより補足説明をお願いします。

9番、大倉委員。

○9番（大倉 公泰君） おはようございます。

事務局と二人で行ってまいりました。私の結構多いもんですから、頭回るように頑張って発言したいと思います。農地法第3条の13号の議題でございます。豊永の高ヶ下のところでございますけど、これは農業推進委員さんの家の近くですね。見てもらうとすぐわかります。これも兄から弟に譲渡ということで、無償で土地を畑をやるということで、本人はあまり気が進まんでもらわんでいいなということでございましたけど、兄のほうがやるということでございますので、もらうことになりました。そして、譲渡を見ると所有権移転です。現地確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は相当と思います。

引き続き、申請番号50番、52番、53番を見てください。これ書いてありますように私が言いますが、野菜畑の上のほうですね、537-1がありますけれども、全部（不明）ですよ。これが少し畑になってはいますが荒れております。そすと手前のほうですね、（不明）の橋のところから田んぼになっておりますけれども、

これもいっしょなぐらい。向こうのところの畑に行くところも同じ地番でございます。

これも譲渡人から受人への売買による所有権移転の申請となっております。審議いたしましたけれども何の問題もないと思います。私もこの方を見て、（聴取不能）ぴしゃっと草でも刈らにやいかんよと昨日一昨日（聴取不能）しました。

どうぞ審議をよろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、6番西山委員申し上げます。

○6番（西山 良輔君） 議案第9号、農地法第3条、申請番号23番、所有権移転申請について説明いたします。

渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。現地確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と思われま。

ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、8番山本委員申し上げます。

○8番（山本 精武君） 山本です。連休前の27日に、事務局と推進委員の松田君と4人で現地確認に行きました。最初の3条、24番のほうは、地図を見ていただくとわかると思いますけれども、郵便局の斜め前ぐらいになります。今はもう手前のほうにソーラーが見えてますけど、ソーラーの奥のほうに田んぼがあるんですけど、その所有権移転と思います。

それと、もう1枚めくって31番のほうは、田原の四ツ原公民館のすぐ近くになります。こちらは贈与の所有権移転となります。

議案第9号、農地法第3条、申請番号24番及び申請番号31番、所有権移転の申請についてご説明いたします。

24番のほうは売買による所有権移転であります。31番のほうは贈与による所有権移転となります。現地確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当だと思われま。

皆さん、ご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。各委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第9号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第9号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第10号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、2件の2筆でございます。

本件について現地調査に出向されました委員さんより説明をお願いします。

9番、大倉委員をお願いします。

○9番（大倉 公泰君） 大倉です。農地法5条の説明いたします。申請番号25番です。豊永の五反田というところでございます。地図を見てもらいますと、バラ園からずっとまっすぐ行ってもらいますと突き当たりのところに家が1軒あります。すぐ横です。その隣の空いているのが昔今は地図には書いてありませんけど、ソーラーができたところなんです。これは3年前にまずは一人が買ってから、また今度は2人目に譲ったところでございますので、こういうことはなっただけ法律では通っておりますが、なかなかそういうことがないようにしたいと私は思います。

議案第10号、農地法第5条、申請番号25番についてご説明いたします。

転用目的は、個人住宅、車庫の建築計画です。

申請地の農地区分は、「農用地域内農地」以外の良好な営農条件を備えた、10ha以上の広がりを持つ農地であり、第1種農地と判断されます。

許可については、原則許可のできない農地ではありますが、例外的に適用される基準である、「集落に接続して設置される住宅」に当てはまると判断されます。今回の申請も例外的に許可を可能であると思われま。建築の確実性を判断する「一般基準」の検討、その他現地調査を行って、排水面、隣近所の了解もっておりますので、問題はないと思います。

審議をお願いします。

続きましては、農地法第5条、申請番号58番についてご説明いたします。

これはちょっと見てもらいますと県道4号線ですね。納豆工場からずっと行きますと右左に1軒、土地は来光寺の寺前まで坂下と思っておりましてけど、ここまで私の（聴取不能）でした。右側に家があるところですね。これが今ここに書いてある業者さんで上のほうに目的は、調整池でございます。上に泥を敷いておりますので、それが下に水と一緒に泥が流れるのを防ぐための調整池でございます。そして、この調整池で貯めてたのを県道4号線をつきつて向こうの川に流すという計画でございます。

申請地の農地区分は、公共投資がなされていない、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地であると判断されます。現地調査を行い検討したところ、

農地区分に応じた許可基準である「立地基準」、農地転用の確実性等を判断する「一般基準」ともに条件を満たしていると判断されました。また、排水面隣近所の了解もとっておりますので、何の問題ないと思われま

す。どうぞ審議をよろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

第10議案は、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第11号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化推進法に基づく農地利用集積計画4件の8筆でございます。資料を見てもらって、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

第11号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第11号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第12号議案、「農地利用集積計画の承認について（機構転貸）」を議題といたします。

本案は、農地中間管理事業法に基づく農地利用配分計画1件で6筆でございます。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第12号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第12号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、報告第3号、「許可不要転用届について」を議題といたします。

本件について、報告内容を配布済みでございますので、これで終了させていただきます。

きます。よろしゅうございますか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 続きまして、報告第4号、「合意解約について」を議題といたします。

報告内容は配布済みでございますので、これにて終了させていただきます。よろしゅうございますか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） それでは、本日の議案は全てこれで終了いたします。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） 本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますので、ご異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様方には、慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、議長の席を降りさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（齋田 士郎君） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、ご起立ください。

これをもちまして第2回農業委員会総会を閉会いたします。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前9時52分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人